

令和6年度 酒井根中部活動ガイドライン

- ① 1週間の中で、平日に1日分以上の休養日を設定する。また、平日の活動は放課後の完全下校時刻までとする。
- ② 休養日を明記し毎月25日をめやすに翌月の予定表を保護者に配布する。また、各部1枚学校に提出すること。
- ④ 定期試験4日前から、試験終了日の朝までを停止期間とする。
- ⑥ 原則、1日の練習時間は、平日は2時間程度、土日・祝日は3時間程度を限度とする。
- ⑦ 特別練習・延長練習については「総合体育大会」、「新人戦」、「1年生大会」とそれに伴う県・関東・全国大会を対象とする。文化部は総合体育大会等がないのでこの限りではない。
(吹奏楽部を除く)
- ⑧ 長期休業中の活動については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ⑨ 完全下校は16時30分とする。
- ⑩ 学校から保護者に対して送迎(乗り合わせ)の依頼を行ってはいけない。
* 保護者による任意の送迎については、事故等が起きた際の責任が保護者にあることや
様々なリスクが伴うことについて事前に説明し、承認を得る。

繁忙期

運動部	4月～7月、9～10月（11月県大会出場時） 陸上競技長距離部・特設駆逐部は除く
文化部	4月～7月、9～11月